

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

国における退職手当の支給水準の引下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、退職手当の見直し等を行う。

2 改正概要

(1) 退職手当の基本額に係る支給割合の改定

退職手当の基本額に係る勤続期間ごとの支給割合を次のように改定する。

ア 普通退職の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	50/100	50/100（現行どおり）
11年～15年	115/100	107/100
16年～20年	155/100	153/100
21年～25年	210/100	200/100
26年～30年	140/100	134/100
31年以上	105/100	101/100

※ 最高支給率については、41.25月を39.75月とする。

イ 定年退職等の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	85/100	83/100
11年～15年	165/100	157/100
16年～25年	175/100	168/100
26年～34年	160/100	154/100
35年以上	90/100	89/100

※ 最高支給率については、49.55月を47.7月とする。

(2) 退職手当の調整額に係る改正

退職手当の調整額に係る区分及び退職手当の調整額の算出に係るポイントを次のように改正する。

現 行			改 正 案		
区 分	適用区分	在職1年当 たりのポイ ント	区 分	適用区分	在職1年当 たりのポイ ント
第1号区分	部長	402	第1号区分	部長	400
第2号区分	統括課長	335	第2号区分	課長・園長	300
第3号区分	課長・園長	268	第3号区分	課長補佐 副園長	215
第4号区分	総括係長 副園長	207	第4号区分	係長 統括技能長	190
第5号区分	係長 統括技能長	185	第5号区分	技能長	170
第6号区分	技能長	168	第6号区分	主任 技能主任 主任教諭	148
第7号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	146	第7号区分	上記以外の 職員	0 (現行どおり)
第8号区分	上記以外の 職員	0			

(3) 支給制限処分に係る改正

現在、全額不支給としている懲戒免職処分等に係る退職手当について、国・他団体との制度的均衡の観点や現行制度上の課題等を踏まえ、全額不支給を原則としつつ、非違の内容や程度等に特に斟酌すべき事情がある場合には、一部を不支給とすることができるものとする。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。